

2019年通常国会成立の 金融関係法の概要

平成31年1月28日に召集された第198回通常国会は、令和元年6月26日に会期が終了し、各種法律の制定、改正の成立を見た。金融機関の業務に関連するいくつかの法律についても、その改正法が成立したが、本誌面は、そのうち主だった法律を取り上げ、その改正の概略を報告するものである。なお、紙幅の関係上、詳細な内容に関しては各法律を直接ご参照いただきたい。

一 民事執行法等の一部を改正する法律について

令和元年5月10日、民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律が成立し、同月17日公布された。改正法は、原則として公布の日から1年以内の政令で定め

る日から施行（登記所から債務者の不動産に関する情報を取得する手続については、公布の日から2年以内の政令で定める日から施行）される。

改正法では、民事執行制度をめぐる最近の情勢に鑑み、①債務者財産の開示制度の実効性の向上、②不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策、③

国内の子の引渡しおよび国際的な子の返還の強制執行に関する規律の明確化等の改正がなされている。以下では、主に金融実務に関する①、②の概要について触れることとする。

1 債務者財産の開示制度の実効性の向上

強制執行の申立てには、執行の対象となる債務者の財産を特定する必要があるが、平成15年に創設された財産開示手続（債務者の財産に関する情報を債務者自身の陳述により取得する手続）の利用実績は低調であり、債務者財産の開示制度の実効性



河野・川村・曾我法律事務所 弁護士
川村 英二 古澤 陽介

を向上させる必要がある。そこで、①債務者以外の第三者からの情報取得手続の新設、②現行の財産開示手続の見直しが行われている。

(1) 債務者以外の第三者からの情報取得手続の新設

① 金融機関・証券会社等を含むから預貯金債権や上場株式、国債等に関する情報を取得する制度

執行力のある債務名義を有する債権者は、財産開示手続の実施要件（強制執行または担保権の実行の配当等の手続で、債権者が完全な弁済を得ることができなかつたとき、または、知れ

金融機関と情報銀行

—データ流通ビジネスを理解する—

瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士 落合 孝文・谷崎 研一

大手金融機関、大手ITベンダーなどが申請を行い、P認定の事例が公表されるなど情報銀行の認定を受けた情報銀行ビジネスが始まりつつある。2019年6月には総務省・経済産業省により「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会取りまとめ(案)」(以下、「検討会」とりまとめ(案)という)が公表・意見募集に付され、認定対象となる情報銀行において取り扱われる個人情報範囲の拡張も検討されている。また、詳細は後述するが、銀行による情報提供業務が正面から付随業務として許容されることとなった。これらの動向の中で、銀行も、個人から委任を受けた「情報銀行」としての立場で、個人が安心して自らに関する情報を預けられる存在として機能することにより、自己が保有管理する顧客データ等情報の流通・活用が促進されることが期待されている。

一 情報銀行とは

情報銀行とは、個人とのデータ活用に関する契約等に基づき、

PDs (Personal Data Store)等のシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示またはあらかじめ指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断のうえ、データを第三者(他の事業者)に提供する事業者のことである。「情報銀行」という呼称で呼ばれているが、必ずしも銀行免許は必要とされない。情報銀行とは、個人情報活用の活用に関する炎上等の懸念(例えば、鉄道事業者がIT事業者に情報の第三者提供を行おうとした事案等が著名である)がある中で、個人の積極的な関与のもとでデータの流通・活用を進める仕組みとなるものである。

情報信託機能の認定に係る指針ver1.0(以下、「認定指針」という。後記2で定義する)で想定されている「情報銀行」の概念はきわめて広範であり、個人情報を利用する様々なビジネスに対して一定のお墨付きを与えるために、政府の関与のもと、一定の自主規制を設定するものと捉えることもできる。対象となり得るビジネスは広範

にわたり、かつ、個人情報の活用方法自体についても一義的に定まるものでもないのが、様々な形態の情報銀行が想定される。このようなことから、金融業のほか、IT業界、旅行業界、広告業界、小売業界、製紙業界、教育業界など様々な業態が情報銀行について検討・取組みを開始しているものである。

二 情報銀行に関する議論の背景

1 内閣官房IT総合戦略室での検討

2016年9月内閣官房IT総合戦略室において開催された「データ流通環境整備検討会」の「AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ」では、特に個人情報を含むパーソナルデータの流通・活用について検討が行われた。同ワーキンググループでは、日本企業が個人情報を利用できていないのはなぜかについて、議論対象とされ、欧州一般データ保護規則(GDPR)のデータポータビリティにも似たような

金融庁の発信情報の読み解き方

第1回 総論

有限責任監査法人トーマツ 弁護士 今野 雅司

金融庁は、2018年6月、「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」を志向する「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を公表しました。

検査・監督基本方針では、当局から示された結論を適用する「ルールとチェックリスト中心」から、金融行政の目的に遡って判断する「プリンシプルと考え方・進め方中心」への転換の方向性が明らかにされており、この方針転換に伴って、複数の文書が金融庁より公表されています。本連載では、これら金融庁からの発信情報の全体像を示しながら、金融機関として留意すべき点や読み解き方を概説していきます。

一 検査・監督基本方針

検査・監督基本方針では、金融行政の基本的な考え方を改めて示したうえで、これまでの検査・監督の手法やその問題意識等を前提としながら、今後の検査・監督の進め方等について記載し

ています。

検査・監督に関する方針は、これまで、実地検査の手引きである「検査マニュアル」と、法令の適用・解釈の明確化や許認可・行政処分の手順等を示した「監督指針」を中心に示されてきました。検査・監督基本方針は、「実質・未来・全体」に重点を置いた検査・監督の実現のため、結論よりは考え方・進め方やプリンシプルを示し、検査・監督に際し金融行政の目的に遡った判断ができるようにしていく、としています（**【図表1】**参照）。

二 検査・監督に関する方針の示し方

1 検査マニュアル

検査・監督基本方針は、検査マニュアルに関し、金融危機時にリスク管理態勢や法令遵守・顧客保護態勢を確立するうえで大きな役割を果たした点を認めつつ、金融行政の目標を踏まえた考え方の経路を十分に示すこ

となく、対応すべき事項を網羅的かつ簡潔に示すチェックリストの形となっており、「形式・過去・部分」への集中を生じやすい点を指摘しています。

そこで、検査マニュアルは別表も含め、2019年4月1日以降を目的に廃止することとされています。もともと、廃止によっても、これまでに定着した金融機関の実務を否定するものではなく、金融機関が現状の実務を出発点により良い実務に向けた創意工夫を進めていくことが前提とされています。

例えば、金融機関は、検査マニュアルの記載に基づき、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画としての「コンプライアンス・プログラム」、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を示した手引書としての「コンプライアンス・マニュアル」を作成しています。検査マニュアル廃止によっても、こうした実務を直ちに中止するのではなく、それぞれの金